

令和7年度 パブリック・コメント手続 実施結果票

計画・条例等名称	第3次天草市環境基本計画
実施期間	令和8年1月7日から令和8年2月6日まで
担当部署	市民生活部市民環境課市民環境政策係
連絡先	TEL 0969-32-7861
	FAX 0969-23-0677
	E-mail shiminkankyo@city.amakusa.lg.jp

結果の概要	
意見者数	1人
意見の件数	5件
反映件数	3件

NO	該当箇所	意見の概要	市の考え方	取扱い
1	P23-25 第3章	良いことが書いてあり、目標が達成されることを強く願う。お題目だけにならぬよう、天草市が「ネイチャーポジティブなまち天草」を目指すことを市内へ周知徹底することが必要。	計画はホームページで公開するほか、毎年度効果測定のため、関係各課へ照会と確認を行っていますが、改めて計画内容について周知を行います。	参考
2	P43 第4章、3、(3)9行目	本文中に、開発事業を行う際は「環境アセスメントを実施し、環境に十分配慮した取組を行っています。」とあるが、具体例があれば記載してほしい。	環境アセスメントについて、これまでに法や条例に基づいて実施した事例や内容を追記しました。	反映
3	P27-34 第4章、1、(1)-(4)	(1)に関しては水質検査の結果等についても記載されているが、(2)、(3)、(4)については現状の箇条書きであり、取組状況が記載されておらず、市民環境課が手をこまねている分野に見受けられる。唯一の取組であるイルカの環境実態調査について、調査内容や結果を記載すべき。	イルカの環境実態調査に関して、季節や潮流によって変化するイルカの行動範囲の調査や、イルカの背びれなど外見の特徴から個体を確認する個体識別調査を行っており、その内容を追記しました。	反映
4	P27-34 第4章、1、(1)-(4)	分野1の(1)から(4)の項目について、全て生物多様性の保全に関連しており、生物多様性地域戦略を策定することが分野1の取組になるものとする。市民に最も身近な市町村が地域戦略を策定し、情報の提供を行うべき。	現時点では生物多様性地域戦略を策定していませんが、今後策定に向けて検討を行うことについて追記しました。	反映
5	P49-50 第4章、5、(1)	多様な生物が存在することが人類の生存基盤となっており、生物がもたらす自然の恵みを私たち現代に生きるものだけでなく、子々孫々まで享受できるような世の中でなければならない。このような生物多様性の保全にかかる基礎的なことを、環境教育として学校教育の中で取り扱い、子どもたちに生物多様性の保全の重要性について考える機会が与えられることを望む。そのため小中学校の先生たちへの教材あるいはその補助となるべく生物多様性地域戦略を策定し、情報提供してほしい。p49～50、市民みんなで学び行動する環境保全活動の推進の中に生物多様性の保全についても記載されるべき。	第4章第1項(4)に記載の「小学生のイルカウォッチング体験」において、事前学習において、イルカの生態はもとより、生物多様性についても触れています。また、第4章第5項(1)において、環境学習について既に記載していますが、よりわかりやすくするため、一部内容について追記しました。なお、補助教材等については今後検討いたします。	記載済